

住居確保給付金とは

離職者・廃業者や本人の責任ではない原因で仕事が減少したため、経済的に困窮し、住居喪失のおそれがある方で、世帯全体の収入合計と預貯金が一定額以下である場合、家賃の一部を市が不動産管理会社等へ代理納付する制度です。支給には福祉事務所による生活困窮者自立支援制度の利用が必要となります。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給
32,000円（1人世帯） 38,000円（2人世帯） 41,100円（3人以上世帯）

支給期間：原則3ヶ月間

支給方法：不動産管理会社等へ代理納付 ※入居者本人に支払うものではありません。

住居確保給付金を受けられる対象は

以下の項目全てに該当する方は、対象となる可能性があります。

項目	※一部抜粋				
賃貸物件に居住しており、離職等により、住居の喪失または喪失のおそれがある。					
離職・廃業をした日から2年以内、または本人の責任ではない原因による休業等で、収入を得る機会が減少している。					
あなたの世帯全員の収入合計と預貯金の合計が下表を下回っている。					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入合計 (月額)	11万 3,000円	16万 1,000円	19万 8,100円	23万 5,100円	27万 3,100円
預貯金 (上限100万円)	48万 6,000円	73万 8,000円	94万 2,000円	100万円	100万円
※収入には、各種年金、ハローワークからの失業給付金、児童手当、児童扶養手当、身内からの定期的な支援金等も含まれます。					
申請者が、収入が減少する前に世帯生計を主として維持(※)していた。 ※世帯で一番収入が多い人であった。					
現在、ハローワークの職業訓練受講給付金を受給していない。					

問い合わせ先 大野城市役所 福祉課 地域福祉担当
TEL 092-580-1961 / 092-580-1851